

## 浜岡原子力発電所 5号機 低圧タービン組み立て終了について

平成 19 年 2 月 2 日

本日（2月2日）、5号機において低圧タービンの組み立てが終了し、原子炉の起動に向けた準備を、明日から開始しますのでお知らせします。

準備は1週間程度かけて実施し、起動後は原子炉で発生した蒸気を用いて、設備の点検・検査を実施します。

また、圧力プレート設置に伴い、運転状態で行う国の使用前検査（1）を受検する予定です。

### 【これまでにお知らせした内容】

浜岡原子力発電所 5号機低圧タービンの圧力プレート設置等の工事について、平成 18 年 1 月 8 日に、経済産業大臣に工事計画（2）の届出を行い、現在、審査を受けています。

[（平成 18 年 1 月 8 日お知らせ済み）](#)

経済産業大臣より、当該工事計画の審査に当たっては、法律で定められた期間（3）内に終了しないことから、審査期間を平成 18 年 1 月 22 日まで延長するとの主旨の通知がありました。

[（平成 18 年 1 月 22 日お知らせ済み）](#)

圧力プレート設置等に係る工事計画の審査期間が、平成 18 年 1 月 22 日に終了し、翌 23 日より低圧タービン組み立て前の使用前検査に向けた準備作業を開始しました。

[（平成 18 年 1 月 25 日お知らせ済み）](#)

平成 19 年 1 月 16 日、経済産業省による低圧タービン組み立て前の使用前検査が終了し、低圧タービンの組み立て工事を開始しました。

[（平成 19 年 1 月 17 日お知らせ済み）](#)

- 1 使用前検査とは、電気工作物の工事計画の認可または届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものです。使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならないことになっています。電気工作物とは電気を供給するための設備や機器の総称です。なお、5号低圧タービンの場合、低圧タービン組み立て前の検査、および、運転状態での確認検査があります。
- 2 発電所設備の設置工事等を行う場合には、電気事業法上、工事の内容に応じ、工事の計画について経済産業大臣の認可を受けるか、または経済産業大臣に届出を行うこと、と規定されています。
- 3 電気事業法に基づく工事計画の届出を行った場合、審査期間は届出の受理日から 30 日と決められていますが、審査が相当期間を要する場合は、その期間を延長することができるかとされています。

以上